

平成25年第2回国民健康保険運営協議会議事録要旨

期 日 平成25年 9月30日

場 所 市役所2階第2委員会室

報告「平成24年度国民健康保険特別会計決算見込について」

〈事務局〉

平成24年度国民健康保険特別会計決算見込について説明いたします。

平成24年度の予算額につきましては、歳入歳出それぞれ67億4,530万2千円で、これが最終的な予算額となっております。歳入の決算見込額の合計は、66億9,917万円ですが、この歳入には前年度からの繰越金2億7,486万1千円が含まれていますので、この繰越金を差し引いた、純粋な平成24年度の歳入の見込額は、64億2,460万9千円となります。

この64億2,460万9千円から、歳出の決算見込額の合計65億4,792万1千円を差し引くと、平成24年度の単年度収支見込額は、1億2,361万2千円の赤字となります。この単年度収支見込額マイナス1億2,361万2千円に前年度からの繰越金2億7,486万1千円を加えると、累積収支見込額が1億5,124万9千円の黒字となり、繰越金として翌年度に繰り越されます。なお、平成23年度から設置した「国民健康保険給付費等準備基金」につきましては、平成24年度は、利子分15万7,162円を新たに積立てた結果、基金の額は3億5,036万7,162円となっております。

続きまして、決算見込額の内容であります。

初めに、歳入については、主な科目ごとに決算見込額と予算現額を比較しながら説明いたします。第1款の国民健康保険税は、決算見込額が9億8,901万円で、予算額に比べ1,158万2千円の減収となっております。また、第3款の国庫支出金の決算見込額は合計で15億1,198万8千円で、予算額に比べ6,194万円の増、第4款の療養給付費交付金、これは、退職者医療制度、いわゆるサラリーマンのOBの方々の医療費に係る交付金ですが、5億4,196万4千円の決算見込で、予算額に比べ3,451万7千円の増となっております。第5款の前期高齢者交付金、これは65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る交付金ですが、18億8,876万4千円の決算見込で、予算額に比べ3,875万9千円の減、第6款の道支出金は、合計で3億589万2千円の決算見込で、予算額に比べ3,434万5千円の減となっております。また、第7款の共同事業交付金、これは高額療養費に係る交付金ですが、8億3,930万6千円の決算見込で、予算額に比べ5,222万1千円の減となっております。歳入の主な内容としましては、以上のとおりであります。

次に、歳出についてであります。主なものとしまして、第2款の保険給付費は、決算

見込額が46億5,842万4千円となっております。平成23年度の決算額は45億329万7千円でしたので、保険給付費としては対前年度比1億5,512万2千円の増、約3.4ポイントの増となりました。

国民健康保険に加入している方の医療費の状況であります。平成24年度は、一般分、退職分ともに、前年度に比べ、被保険者数と件数は減少しているにもかかわらず、費用額、つまり医療費は増加しております。これにつきましては、被保険者一人当たりの費用額が増加していることによるものであります。退職分は、先ほど申しました退職者医療制度、これは64歳までの厚生年金受給者で、いわゆるサラリーマンのOBの方々に係る医療費ですが、ここ数年の傾向としては、平成23年度に団塊の世代の方々の国保加入がピークを迎えたことに伴い、被保険者数が増加しており、これが医療費増加の要因の一つとなっております。

再び歳出についてであります。第7款の共同事業拠出金、これは高額療養費の支払いのために国民健康保険連合会が運営する再保険事業に対する拠出金ですが、前年度決算額7億6,739万3千円に対し、決算見込額は7億1,800万5千円と、対前年度比4,938万8千円の減となっております。第8款の保健事業費、これは、主に特定健康診査や短期人間ドックの費用助成など、被保険者の健康維持・増進に係る経費ですが、前年度決算額9,138万4千円に対し、決算見込額は1億209万円と、対前年度比1,070万6千円の増となっております。以上が、平成24年度の決算見込額調書についてであります。

次に国民健康保険税の収納状況であります。まず、平成22年度から24年度までの現年度分の収納状況であります。収納率につきましては、22年度が90.36%、23年度が90.40%、24年度が90.91%と、微増ではありますが、年々上昇している状況であります。また、滞納繰越分の収納率は、22年度が10.79%、23年度が9.85%、24年度が10.23%となっております。国民健康保険税の徴収につきましては、納税義務者の負担軽減を目的とした口座振替やコンビニ納付の周知を進めております。納付が困難な状況にある納税義務者に対しましては、夜間相談窓口の定期的な開設や必要に応じた臨時戸別訪問を実施するなど、きめ細かな対応に努めております。滞納者に対しましては、聞き取り調査のほかに収入調査や財産調査を実施し、現状把握を進め、また、長期にわたってしまった滞納者については、納税の折衝機会の増加を目的とした短期被保険者証や資格証明書の交付を行い、粘り強い折衝や適切な滞納整理により、滞納の圧縮を進めております。そのほか、当方の呼び掛けに応じないなどの悪質な滞納者に対しましては、預金や給与等の財産を対象とした差し押さえを実施し、毅然とした対応をとることに努めております。近年の収納率の推移につきましては、これらの取り組みが実を結び始めていると考えております。今後も、これらの対応の徹底を図り、収納率の向上に努めてまいります。

続きまして、医療費の状況であります。「費用額」は、入院や入院外、歯科といった診療

費をはじめ、調剤や食事療養費のほか、補装具や柔道整復などの療養費等の合計額、全医療費の合計額であります。この費用額を年間平均被保険者数で割り返した数値が、一人当たり費用額となるわけですが、平成24年度の当市の一人当たりの費用額は、全国・全道の一人当たり平均費用額と比べて、依然として非常に高い水準となっております。このため、当市は平成25年度においても、北海道から、医療費の適正化、これは医療費の伸びを抑えることですが、この医療費の適正化を図るよう指導される「高医療費市町村」に選定されたことから、医療費適正化計画を策定し、医療費の適正化を図るための取り組みを進めているところであります。

この取り組みの一つとしまして、ジェネリック医薬品の利用勧奨通知、これは、現在通常先発医薬品を使っている方が、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、これぐらい薬代が安くなりますよという、ジェネリック医薬品のいわゆる差額通知と呼ばれるものがあります。今年度につきましては、昨年度まで2回だった通知回数を3回に増やすとともに、1回当たりの通知件数を400件のところを600件に拡大することとしており、より多くの被保険者に通知することによって、被保険者の自己負担額の軽減と、医療費の削減につなげたいと考えております。また、予防に視点を置いた取り組みとしまして、特定健診や特定保健指導などを通じて、疾病の早期発見・早期予防をこれまで以上に被保険者の皆様に呼びかけていきたいと考えております。この点につきましては、後ほど詳細について説明いたします。

次に登別市の人口・世帯数及び国民健康保険の加入世帯数・被保険者数の状況であります。人口を見てもみると、平成22年度末から24年度末まで、年々減少し続けている状況になっております。国民健康保険の加入状況につきましては、平成23年度は、団塊の世代の方々の国保加入がピークを迎えたことにより、退職被保険者が増加しましたが、平成24年度は、一般被保険者、退職被保険者ともに減少しております。

《質問なし》

その他①「特定健診・保健指導第1期実施状況について」

《事務局》

特定健診・保健指導第1期の実施状況について説明をさせていただきます。登別市では、国の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度に「特定健康診査等実施計画」を策定し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療、重症化予防の取り組みを進めるため、特定健康診査と特定保健指導を実施してきました。この実施計画は、5年を1期として定めることとされており、平成20年度に第1期実施計画がスタートしまして、平成24年度が第1期の最終年度でありました。

ここでは、第1期計画の実施状況としまして、初めに、1番目の特定健診受診率の年次推移について説明いたします。平成20年度に20.4%でスタートした受診率は、翌年

度26.7%に上昇した後、22年度に一旦減少したものの、その後はまた上昇し、24年度には32.1%の受診率となりました。平成24年度は、第1期実施計画の最終年度ということで、国から受診率を評価される年度であったことから、健診未受診者に対して電話やはがきで受診勧奨を行ったほか、町内会の回覧で健診の周知を行ったり、職場での健診結果の情報提供依頼をしたりするなど、受診率向上に向けた取り組みの強化が功を奏しまして、前年度に比べ、受診者数は527人の増、受診率は5.8ポイントの増となりました。なお、特定健診・保健指導がスタートした当初は、国が示した特定健診の受診率や保健指導の実施率に達しない場合は、保険者に対してペナルティが課せられるとされておりましたが、最終的には特定健診の受診率または保健指導の実施率が実質的に0%の保険者にのみ課せられることになったため、登別市はペナルティの対象とはなりませんでした。

次に、特定保健指導実施率（終了率）の年次推移について説明いたします。

特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、保健師や管理栄養士が、対象者一人ひとりの身体状況に合わせて、生活習慣を見直すための面接と6カ月経過後の評価を行うものであります。平成20年度から23年度までは、特定健診の受診率の推移と同じような動きを示していますが、24年度は終了者数102人、実施率30.1%となりました。これにつきましては、保健指導対象者のうち、40歳代から50歳代までの比較的若い世代の対象者ほど、連絡がとりにくい、仕事が忙しい、保健指導を希望しないなどの理由で、面接を実施することが難しい実態にあることから、家庭訪問の実施や夜間相談日を設けるなど、できるだけ多くの方が面接に来ていただけるよう努めてきたところです。なお、平成24年度に保健指導を受けた方のうち、現在も評価を終えていない方がいることから、24年度の終了者数と実施率が確定しておらず、資料の数値よりも若干上がりますが、最終的には終了者数、実施率ともに前年度を下回る見込みであります。

《質問なし》

その他②「第2期登別市国民健康保険特定健康診査等実施計画について」

《事務局》

第2期特定健康診査等実施計画について説明をさせていただきます。

第2期登別市国民健康保険特定健康診査等実施計画」は、意見公募、パブリックコメントを行った結果、素案どおりの内容として、6月に計画を策定いたしました。この実施計画については、5年ごとに定めることとされておりますので、平成25年度から29年度までが今回の第2期計画となります。第1期の実績・評価を踏まえまして、第2期の計画を策定しております。第2期の目標実施率とその根拠についてであります。第2期最終年度に当たります平成29年度は、国の指針では、市町村国保は、特定健診受診率・特定保

健指導実施率ともに60%と定めていますが、予算等の制約や実情分析に基づき合理的に説明できる場合に限り保険者独自の目標値を設定することとされております。登別市の特定健診の目標設定の根拠としましては、健診未受診者へ電話による受診勧奨を行った中で、受診しない理由の多くに、通院中で既に検査を受けていることがあります。また、医療機関の体制上、健診の実施が困難な場合があることや、健診の自己負担額を無料に設定しており、今後の国保財政全体への影響もあるため、登別市の場合、24年度実績の約2倍の目標を達成するのは極めて困難と判断しており、平成29年度の健診の目標受診率を45%と設定しております。

次に、特定保健指導の目標値につきましては、70歳代の実施率が高く、体重が減少しても腹囲など基準で何度も保健指導対象となる場合も多く、毎回保健指導を実施する必要性は低いと考えます。このため、第1期より実績が少なくなることを想定し、特定保健指導の目標値も特定健診と同様の45%と設定しております。特定保健指導の一環として、運動の機会をサポートし、体重等の改善につなげていくために、特定保健指導対象者へ市民プールの利用料の助成を25年度より実施しております。また、特定保健指導対象外となるメタボ非該当の方においても、高血圧や高血糖、高尿酸血症などで未治療の方については、市独自の保健指導を引き続き実施していく予定です。さらに、重症化予防の取り組みとしましては、特に進行すると重い合併症を生じやすい糖尿病に着目して、糖尿病で通院・治療中であるが、体重や血糖コントロールに悩んでいる方に対し、関係医療機関と連携をとらせていただきながら、特定保健指導対象者と同様に市民プールの利用料の助成を25年度より試行的に実施しているところです。

《質問なし》